

静岡県告示第339号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年4月24日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月24日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
135号	賀茂郡東伊豆町稲取字上百姓地2821番の11から 賀茂郡東伊豆町稲取字下田ノ上2796番の15まで	令和2年4月24日

=====

静岡県告示第340号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年4月24日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月24日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
焼津森線	藤枝市上当間878番から 藤枝市下当間648番の9まで	令和2年4月24日